



# 長野県報

4月1日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1546号

## 目次

### 規 則

長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則(厚生課) .....	2
--	---

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び指定居宅介護支援事業者の指定の取消し(高齢福祉課) .....	2
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱(昭和56年長野県告示第483号)の一部改正(保健予防課) .....	2
公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第590号)の一部改正(食品環境水道課) .....	3
公共測量の実施(監理課) .....	3
都市計画の変更及び図書の縦覧(2件)(都市計画課) .....	3
都市計画の決定及び図書の縦覧(都市計画課) .....	4
県道の路線変更(道路維持課) .....	4
道路の区域変更(道路維持課) .....	5
道路の供用開始(道路維持課) .....	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	5
平成5年長野県告示第186号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第12条第1項の規定による景観形成重点地域の区域指定)の一部改正(建築管理課) .....	6
平成5年長野県告示第187号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第13条第1項の規定による浅間山麓景観形成重点地域における景観形成のための計画の決定)の一部改正(建築管理課) .....	6
長野県収入証紙条例の売りさばき人の指定の取消し(会計課) .....	6
昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部改正(教学指導課) .....	6
昭和60年長野県公安委員会告示第35号(風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域)の一部改正(生活安全企画課) .....	6

### 公 告

一般競争入札(管財課) .....	7
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	8
一般競争入札(産業活性化・雇用創出推進局) .....	8
県営土地改良事業計画の縦覧(土地改良課) .....	9
国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課) .....	9
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課) .....	9
都市計画区域の変更(都市計画課) .....	10
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活保安課) .....	10



長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県規則第25号

長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

長野県社会福祉総合センター管理規則（昭和47年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第12条各号を次のように改める。

(1) 県が主催又は共催するとき 100分の100

- (2) 国又は県以外の地方公共団体が主催又は共催するとき 100分の50
- (3) 条例第3条の規定により許可を受けた者の責任によらない理由で全く使用できなくなったとき 100分の100
- (4) 条例第3条の規定により許可を受けた者の責任によらない理由で使用予定時間の2分の1以上を使用できなくなったとき 100分の50
- (5) 条例第3条の規定により許可を受けた者が、使用開始の日の5日前までにその使用の申請を取り消したとき 100分の50
- 附則  
この規則は、公布の日から施行する。

厚生課



#### 長野県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び同法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消しを次のとおり行いました。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

##### 1 指定居宅サービス事業者

###### (1) 訪問介護

事業所の名称

所在地

指定を取り消した年月日

こまくさ

佐久市大字新子田878番地7

平成16年3月31日

###### (2) 通所介護

事業所の名称

所在地

指定を取り消した年月日

ケアセンターともだち

佐久市大字新子田878番地6

平成16年3月31日

ケアセンター笑顔

小諸市山浦654番地

平成16年3月31日

##### 2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称

所在地

指定を取り消した年月日

ケアマネジメントこまくさ

佐久市大字新子田878番地6

平成16年3月31日

高齢福祉課

#### 長野県告示第249号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

第5中「及び住民票の写し」を「、住民票の写し並びに生計中心者（患者の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）についてその者と医療費の給付を受けようとする者の関係及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類」に改める。

第8第1項を次のように改める。

対象患者が負担する一部負担額は、同一の医療機関等（同一の医療機関等における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関等とみなす。）ごとに、1月につき別表に定める額を限度とする。ただし、第3第3号に掲げる各法律の規定に基づく薬局での保険調剤、指定訪問看護及び指定老人訪問看護並びに介護保険法に基づく訪問看護については、一部負担は生じないものとする。

第10中「受給者に係る住民票の写し」を「住民票の写し並びに生計中心者についてその者と医療費の給付を受けようとする者の関係及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類」に、「住所」を「住所又は生計中心者」に、「写しの」を「写し又は生計中心者と医療費の給付を受けようとする者の関係を確認することができる書類の」に改める。